

「大学院予約採用」についてよくある質問 (Q&A)

Q1. 第一希望は第一種貸与奨学金、第二希望で第二種貸与奨学金を申請したいです。

どのように申し込めばいいですか。

- A1. スカラネット入力時に「(3) 併用貸与、第一種奨学金もしくは授業料後払い制度。第二種奨学金を希望します」を選択してください。採用候補者になった場合でも、進学時に不要になった奨学金を辞退できます。

Q2. 第一希望は併用貸与、第二希望で第二種貸与奨学金を申請したいです。

どのように申し込めばいいですか。

- A2. スカラネット入力時に「(3) 併用貸与、第一種奨学金もしくは授業料後払い制度。第二種奨学金を希望します」を選択してください。併用貸与、第二種貸与奨学金で採用候補者になった場合は進学時にそのまま手続きしてください。

第一種貸与奨学金で採用候補者になり第一種貸与奨学金だけでは足りない場合は、進学届は辞退し、来年春の在学採用で第二種貸与奨学金にお申込みください。

Q3. 提出書類が全部揃っていないため、期限内にインターネット入力や提出ができません。

- A3. インターネットの入力期限が設定されていますので、期限内入力は必須です。

なお、期限内に提出できる書類は提出いただき、不足するものは後日追加提出してください（追加分の提出期限は、申請期限を考慮したうえで奨学金担当が設定します）。

※ 設定した期限までに書類を提出できない場合は、申請が取り下げとなる場合があります。

Q4. 人的保証制度を希望しますが、現時点で連帯保証人・保証人を選任しないといけないのですか。

また、保証人の要件から外れる方を選任したいのですが可能ですか。

- A4. 連帯保証人等の選任は、大学院に進学した後に行う進学届の入力で確定となりますが、トラブルを避けるためにも申請時点で（採用前に）選任予定の方に内諾を得てください。

保証人の要件から外れる方を選任する場合、「貸与予定額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる条件」を満たす場合は選任可能です。詳しくは募集要項をご確認ください。

Q5. 現時点で離職（または無給休職）ですが、収入審査の対象期間（2023年1月～12月）は仕事をしていた場合はどうしたら良いですか。

どうしたら良いですか。

- A5. 2024年度の住民税情報（2023年分（1月～12月））に給与所得があり、住民税が課税されているのであれば、説明資料4ページ5. 申込書類一覧のNo.8 進学前離職の特例措置に係る証明書提出用紙とあわせて、No.9～13のいずれかを提出してください。

なお、2024年度の住民税情報（2023年分（1月～12月））で住民税が非課税であれば提出は不要です。

Q6. 収入審査の対象期間（2023年1月～12月）から現在まで仕事をしており、入学前には離職（または無給休職）の予定の場合はどうしたら良いですか。

A6. 2024年度の住民税情報（2023年分（1月～12月））に給与所得があり、住民税が課税されているのであれば、説明資料4ページ5. 申込書類一覧のNo.8 進学前離職の特例措置に係る証明書提出用紙が必要です。また、状況を確認する必要がありますので一度学生支援課学生援護係（奨学金担当）までご相談ください。

なお、2024年度の住民税情報（2023年分（1月～12月））で住民税が非課税であれば提出は不要です。

Q7. アルバイトを複数かけ持ちしており、現在は離職している場合はどうしたら良いですか。

A6. 2024年度の住民税情報（2023年分（1月～12月））で住民税が課税されているのであれば、状況を確認する必要がありますので一度学生支援課学生援護係（奨学金担当）までご相談ください。

なお、2024年度の住民税情報（2023年分（1月～12月））で住民税が非課税であれば提出は不要です。